

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑦欄へ	
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	※①-②欄は、			
消費税額	②	※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑧欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-3の②)			
控除対象仕入税額	④	(付表2-3の③A欄の金額)	(付表2-3の③B欄の金額)	※第一表の④欄へ	
返還等対価に係る税額	⑤	※第二表の⑨欄へ			
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤				
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※①-②欄は、			
貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の⑥欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00	
地方と消費税率の差引税額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
差引税額 (⑨)	⑪			00	
還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
割納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
額				00	

【No.97】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.100】 ⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。  
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。